

京都市告示第178号

京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という）第46条第1項の規定による、地域景観づくり計画書であることの認定をいたしましたので、その旨を同条第3項の規定に基づき、告示し、計画書を縦覧に供します。

平成27年6月1日

京都市長 門川 大作

1 地域景観づくり協議会の名称

明倫自治連合会

2 地域景観づくり協議会の認定年月日及び番号

平成26年6月16日 第協007号

3 地域景観づくり協議地区の名称

明倫学区（全域）

4 地域景観づくり協議地区の対象地区

京都市中京区饅頭屋町，七観音町，手洗水町，筍町，烏帽子屋町，鯉山町，山伏山町，菊水鉾町，了頓凶子町，観音堂町，三条町，六角町，百足屋町，小結棚町，炭之座町，御倉町，衣棚町，釜座町，骨屋町，玉蔵町，西六角町，橋弁慶町，姥柳町，不動町，占出山町，天神山町，西錦小路町の区域

5 景観の保全及び創出の方針の概要

「祇園祭を受け継ぐ風格のあるまち，商いと暮らしが響き合うまち 明倫」を合言葉に，まちづくりの目標及び明倫の景観づくりの方針・配慮事項をまとめ，地域景観づくり協議会制度を活用し，新たなまちづくりを進めます。

6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

7 縦覧期間

平成27年6月1日から（ただし，土曜日，日曜日及び祝日は除く）

8 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までは除く）

（都市計画局都市景観部景観政策課）